

## 「おきぎん Smart 定期」利用規定

### 第 1 条（規定の趣旨）

1. この規定は、お客さまが、株式会社沖縄銀行（以下「当行」といいます。）所定の方法によりスマートフォン等を使用して、当行の「おきぎん Smart」アプリ（以下「本アプリ」といいます。）を通じて次条に定める「おきぎん Smart 定期」に関するサービス（以下「本サービス」といいます。）を利用される場合のお客さまと当行の間の取決めです。
2. 本規定と定期預金規定が抵触する場合は、本規定の定めを優先し、本規定に定めのない事項は定期預金規定が適用されます。

### 第 2 条（本サービスの内容）

1. お客さまは本アプリを登録することで、次のサービスを利用することができます。

- (1) 定期預金の新規口座開設（預入）
- (2) 定期預金の照会（残高、満期日、利率等）
- (3) 定期預金の解約（満期解約・中途解約）

※本サービスは本アプリ内で完結するサービスであり、通帳・証書の発行は行いません。

2. 本サービスの利用環境は日本国内に限定し、利用可能時間は以下の通りとなります。

<サービス利用可能時間>（土日・祝祭日はご利用いただけません）

月曜日 0：15～23：55

火曜日～金曜日 0：05～23：55

※但し、2月、5月、8月、11月の第3日曜日は 22:00～30:00（翌日 6:00）までご利用いただけません。

### 第 3 条（本サービスのご利用条件）

1. 本サービスの利用は次の各号に掲げるすべての条件を満たしたお客さまとします。尚、本アプリを利用することで受けられるサービスのため当然に「おきぎん Smart 利用規定」の内容に承諾していることとします。
  - (1) 日本国内に居住する日本国籍の方
  - (2) 当行において取引時確認日が平成 28 年 10 月 1 日以降に「更新（確認）済み」である方
  - (3) 当行に普通預金口座を開設済みで、本アプリに普通預金口座を登録している方
  - (4) 本人確認書類に記載の情報が最新であり、当行に届け出いただいている情報（住所、携帯電話番号等）と一致している方
  - (5) 本規定および定期預金規定の内容に同意していただいた方

## 2. 注意事項

- (1) 出金口座として選択する普通預金口座に証書紛失・印章紛失等お取引を制限する情報の登録がある場合、取扱いができません。
- (2) 本サービスに登録する普通預金口座が美ら島支店の口座である場合、当該口座を利用した「おきぎん Smart 定期」の新規口座開設はできません。

### 第 4 条（本人確認・本人認証）

当行は、定期預金の口座開設・解約等の取引に際し、当行に届出されている携帯電話番号へ送信したワンタイムパスワード（認証コード）と、お客さまから本アプリに入力されたワンタイムパスワードとの一致を確認することにより、本人確認を行います。

### 第 5 条（取扱う定期預金の種類・利息の取扱い）

1. 取扱商品は当行所定の自動継続自由金利型定期預金〈M 型〉（スーパー定期）とし、預入期間は 1 年・3 年・5 年、預入金額は 1 万円以上 1,000 万円以下（1 円単位）とします。利率は店頭掲示利率に準じます。なお、中間利払いは行いません。
2. 利息計算方法は、預入期間が 1 年の場合は単利型、3 年および 5 年の場合は半年複利型となります。（半年複利型は、6 か月ごとに発生する利息を元本へ組み入れたうえ、その元本に対して利息を計算します）
3. 満期時利息の取扱方法は、お客さまの選択により、元加組入（元金に利息を加える）または利息受取（指定の利息受取口座へ入金）とします。満期時のご案内は原則行いません。

### 第 6 条（退会・登録口座解約時の取扱い）

1. お客さまが「おきぎん Smart 定期」を保有している間は、本アプリの退会（利用契約の解約）はできません。
2. 本サービスに登録している普通預金口座を解約した場合、本アプリにおいて「おきぎん Smart 定期」の解約操作ができなくなるため窓口でのお手続きが必要となります。

### 第 7 条（本サービスの停止・解約）

お客さまが本規定に違反した場合、申告事項が虚偽である疑いが生じた場合、その他当行が不適切と判断した場合には、事前の通知・催告なく本サービスの利用停止または口座の解約を行うことができます。

### 第 8 条（免責）

本サービスの利用不能・遅延、通信障害、端末・回線・コンピュータ等の障害、天災地変その他不可抗力により生じた損害について、当行は責任を負いません（おきぎん Smart 利用規定の免責に準拠）。

第9条（規定の変更）

1. 本規定は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。
2. 前項による本規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を当行のホームページへ掲載またはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
3. 前二項による変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上